資料５

（案）

平成　年　月　日

静岡市長　田辺　信宏　様

地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会
委員長　西田　在賢

意見書

地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）に係る中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第４項の規定に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

１　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価については、法人の自己評価どおりの評価とすることが適当である。

２　法人の第１期中期目標期間業務実績（見込）報告書「１（１）小項目ごとの実績及び法人自己評価」(以下「法人実績及び評価」という。）中、「第１　１（３）高度医療」に関連し、心疾患医療は、静岡病院がかねてより特徴とする専門であることから、今後も静岡市の心疾患医療をリードしていくことを期待する。また、「高度医療」を支えるものとして「技術」や「人」に関する項目である「第１　２（１）総合的な診療とチーム医療の実施」及び「第１　２（３）医療職の確保、知識の取得、技術の向上」について、今まで以上に努力することを希望する。

３　法人実績及び評価中、「第１　４（１）患者第一の病院づくり」及び「第１　４（２）患者ニーズに応じた医療・病院環境の提供」に関連し、次期の計画においては、より一層患者の目線に立った、具体的な取組の設定を希望する。